

Title	今後の図書館機構の組織・体制について：専門図書館機能を中心として
Author(s)	京都大学図書館機構
Citation	(2019): 1-8
Issue Date	2019-12-16
URL	http://hdl.handle.net/2433/245706
Right	
Type	Research Paper
Textversion	publisher

今後の図書館機構の組織・体制について 専門図書館機能を中心として

1. この文書の目的

2016（平成 28）年 2 月に改定された京都大学図書館機構将来構想(以下「現行将来構想」という)では、図書館機構のネットワークの中に「専門図書館」、「エリア連携図書館」、「総合図書館」が位置付けられ、これらが連携しながら、図書館機能の強化拡大を図ることが示されている。図書館協議会は、2018（平成 30）年度に「現行将来構想の達成状況と評価」を行い、エリア連携図書館の基本機能は 2017 年 2 月に図書館協議会で承認されたが、専門図書館機能、総合図書館機能については未定義であり、現行将来構想の枠組みの中で明確にする必要があることを確認した。この文書は、この確認に基づいて、専門図書館の機能を明確にするとともに、それをふまえた図書館機構の体制について整理することを目的とするものである。

現行将来構想では、既存の部局図書館等を「専門図書館機能をもつ図書館」としており、この文書における専門図書館機能は、現状の部局図書館等のあり方から出発して、その機能を整理し、組織と体制を明文化し、さらなる機能拡充を実現することを目指すものである。

なお、専門図書館、エリア連携図書館、総合図書館の機能のまとめは、次期将来構想の中に「III. 図書館機構の組織と体制の再確認（将来構想の前提）」として記載する。

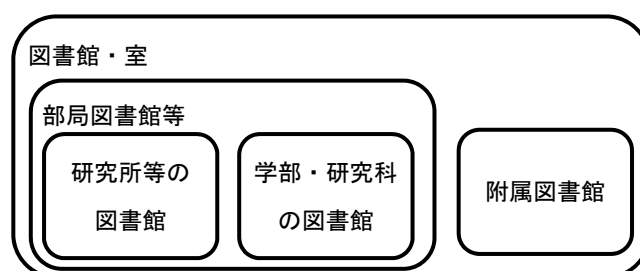
2. 使用する用語の説明

本文で使用する用語の内容を明確にするため、以下に主な用語の説明を掲載する。用語見出しに続く括弧内に見出しの省略形を記載する。

- ・ 設置母体部局：京都大学の部局図書館等を設置する一つまたは複数の部局。一つの部局が複数の部局図書館等の設置母体部局となる場合もある。関連部局、協力部局等の名称で運営に関与している場合も、設置母体部局に含む。設置母体部局の組織単位は当該部局が主体的に決定する。
- ・ 部局図書館等：設置母体部局が主体的に設置し運営する図書館組織。本館と分室等からなる図書館群組織として形成される場合もある。
- ・ 専門分野：部局図書館等が対象とする学問分野で、設置母体部局が独自に設定するもの。
- ・ 図書館資料（資料）：学術情報のうち図書館が扱うもの。
- ・ 図書館利用者（利用者）：部局図書館等がサービス対象とする個人。
- ・ 部局内利用者：部局図書館等の利用者のうち、最優先のサービスを提供する利用者。部局内利用者の範囲は設置母体部局が独自に設定する。
- ・ 部局外利用者：京都大学構成員のうち、部局内利用者以外の利用者。
- ・ 全学利用者：部局内利用者と部局外利用者を合わせた利用者群。
- ・ 学外利用者：京都大学構成員以外の図書館利用者。

注) 本文中にある「部局図書館」等の語句の意味は、以下のとおりである。

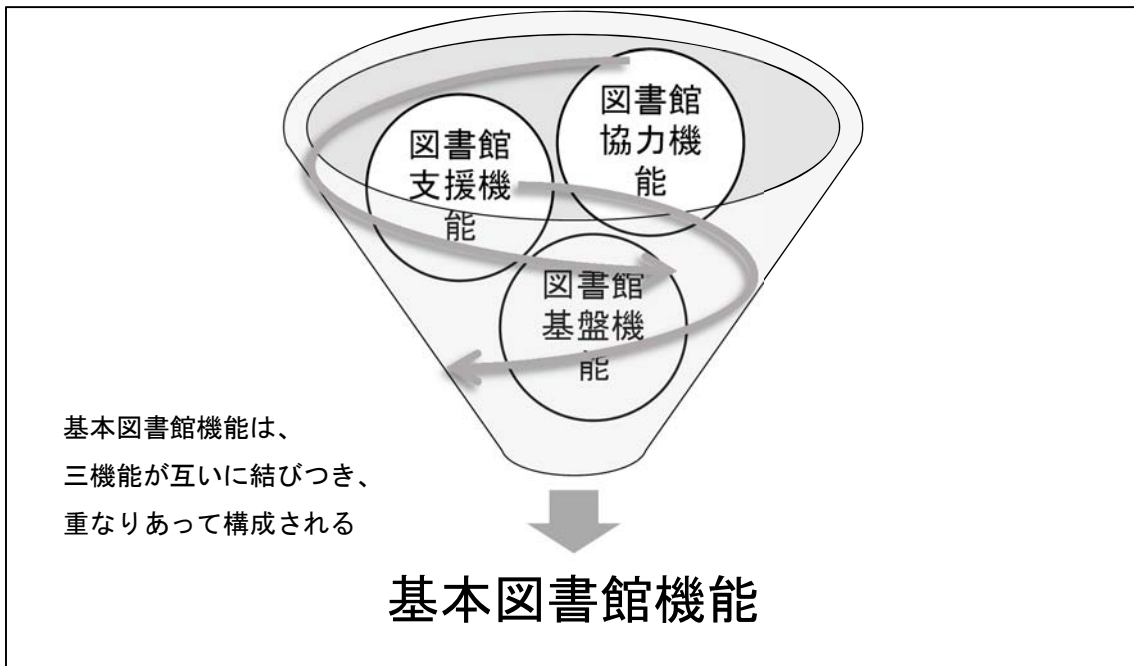
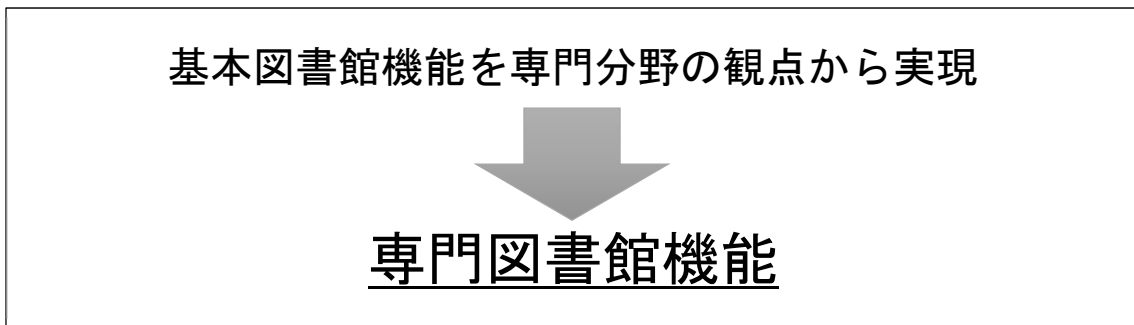
- ・学部・研究科の図書館：学部学生や大学院生が所属する部局（学部・研究科等）が設置する図書館組織（図書館・室）
- ・研究所等の図書館：学部学生や大学院生が直接所属しない部局（研究所、センター等）が設置する図書館組織（図書館・室）
- ・附属図書館：附属図書館と宇治分館からなる図書館組織
- ・部局図書館等：学部・研究科の図書館と研究所等の図書館の両方
- ・図書館・室：学部・研究科の図書館、研究所等の図書館、附属図書館の全体



3. 京都大学の部局図書館等が担う「専門図書館機能」とは

- (1) 専門図書館機能とは、設置母体部局が主体的に設置し運営する部局図書館等が担う基本的な図書館機能（以下、基本図書館機能という）を専門分野の観点から実現する機能である。
- (2) 基本図書館機能とは、①図書館基盤機能、②図書館支援機能、③図書館協力機能である。これらの機能は、単独にあるものではなく、互いに結びつき、重なりあっている。
 - ① 図書館基盤機能は、設置母体部局が必要とする資料を構築（選定、収集、管理、保存）する機能、資料を利活用できる環境（施設、設備、システム）を構築する機能、資料や環境を維持管理し運営する図書館組織を構築する機能である。
 - ② 図書館支援機能は、本学学生の自学自習や教員の教育活動を支援する学修・教育支援機能、学内研究者の研究活動を支援する研究支援機能、学外の利用者や団体・組織を支援する社会貢献機能である。京都大学における図書館支援機能は、部局図書館等がもつ専門分野の図書館基盤機能を活用して実現する機能である。
 - ③ 図書館協力機能は、他の図書館と協力し部局図書館等の機能を部局外利用者や学外利用者に提供する機能である。京都大学では、部局図書館等がもつ専門分野の図書館基盤機能を提供する相互利用機能、部局図書館等の図書館支援機能を他の図書館との協働で実現する業務協力機能等がある。

専門図書館機能の概念図



基本図書館機能を構成する機能

図書館基盤機能			図書館支援機能			図書館協力機能	
資料を構築する機能	環境を構築する機能	図書館組織を構築する機能	学修・教育支援機能	研究支援機能	社会貢献機能	相互利用機能	業務協力機能

4. 専門図書館機能の具体的な事例

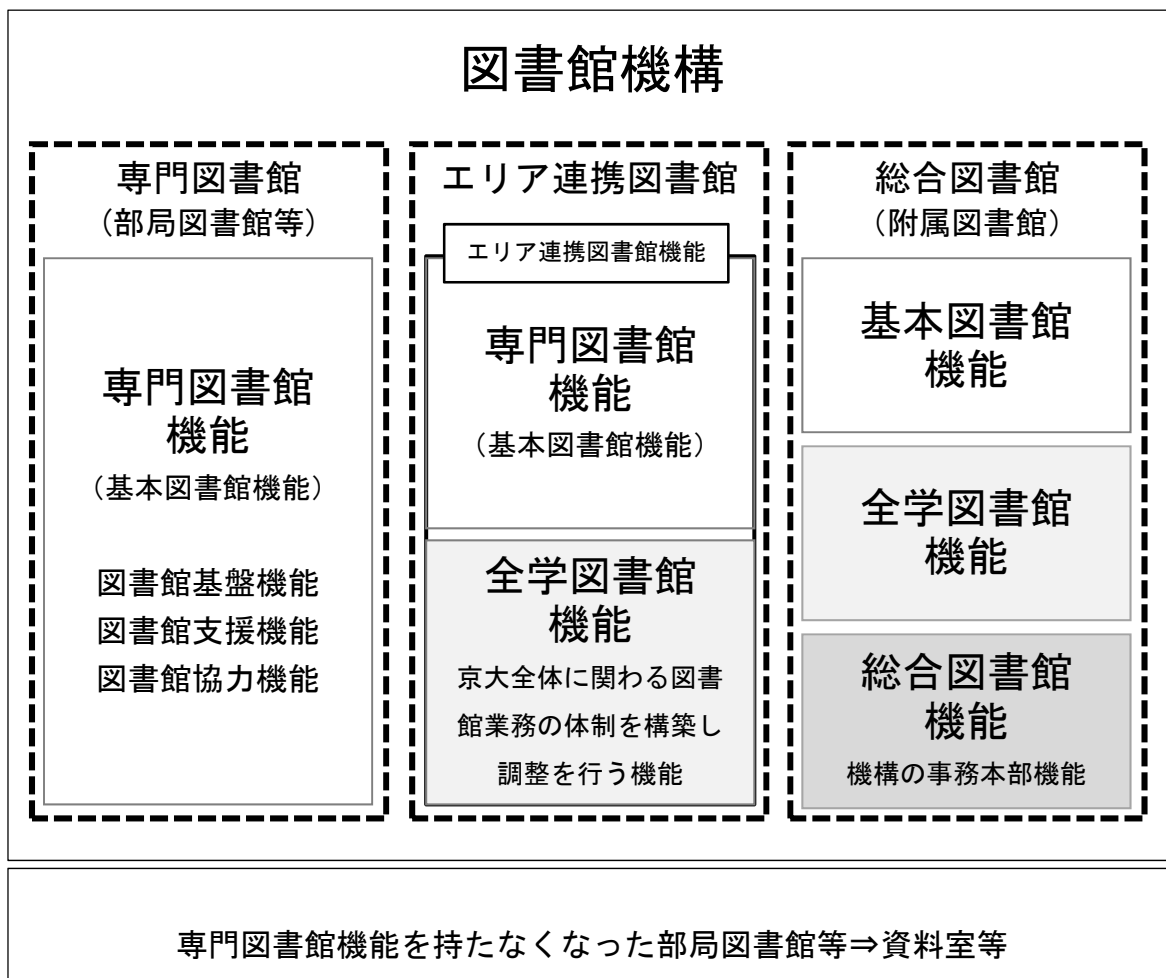
京都大学の部局図書館等が持つべき専門図書館機能の具体的なあり方として、以下を例示する。

① 図書館基盤機能	資料を構築する機能	専門分野ごとの資料の選定、収集、管理、保存、提供
	環境を構築する機能	施設（閲覧室、学修スペース、保存書庫、事務室等）の設置、設備（快適さ、便利さ、安全性を確保する機器等）の整備、システム（利用のためのしくみ）の整備
	図書館組織を構築する機能	図書館組織の設置・改廃、運営方針・運営方法の整備、図書予算や運営経費の確保・管理、利用者サービスや人的支援等の確保、図書系職員的能力向上・人材育成
② 図書館支援機能	学修・教育支援機能	図書館職員による人的支援（レファレンス、情報リテラシー支援、学修相談、アクティブラーニング支援等）
	研究支援機能	図書館職員による人的支援（レファレンス、研究データ管理支援、研究公正情報提供等） 研究成果公開支援（オープン化、投稿支援）
	社会貢献機能	生涯学習支援、市民サービス、出陳、資料展示会、資料の電子化・公開等
③ 図書館協力機能	相互利用機能	学内相互利用、施設・設備の全学利用 学外図書館間相互利用
	業務協力機能	業務の共通化、集約化 学修・教育支援事業、研究支援事業、社会貢献事業の共同実施

- (1) 部局図書館等は、図書館機構と連携して、すべての専門図書館機能を備えることを目指すものとする。
- (2) 専門図書館における各機能の実現内容や達成水準は、設置母体部局が、部局図書館等の状況に応じて独自に決定する。例えば、研究支援機能の実現方法として、図書館機構が行う研究データ管理に関する支援事業を部局内の研究者に周知する、支援事業を他の図書館と共同で企画し開催する等、さまざまな方法や程度とすることができる。
- (3) 図書館機構は、全体の専門図書館機能の向上を目指し、個々の専門図書館が事業の内容や水準を高めていけるように支援や調整を行う。

5. 専門図書館機能、エリア連携図書館機能、総合図書館機能と図書館組織の関連
- (1) 専門図書館機能とは、設置母体部局が主体的に設置し運営する部局図書館等が担う基本図書館機能を専門分野の観点から実現する機能である。
 - 専門図書館機能を担う部局図書館等の組織を専門図書館という。
 - (2) エリア連携図書館機能とは、全学図書館機能と専門図書館機能を併せ持つ機能である。全学図書館機能とは、設置母体部局を超えて、京都大学の図書館全体に関わる図書館業務の体制を構築し調整を行う機能であり、高度教育支援機能、研究成果発信機能、基礎から先端までを見通した新たな研究支援機能、共同保存機能、共通事務機能、その他の新しい図書館機能がある。
 - エリア連携図書館機能を担う部局図書館等の組織をエリア連携図書館という。
 - (3) 総合図書館機能とは、図書館機構全体の事務本部機能であり、図書館機構の運営、全学図書館機能の調整、図書館業務の改善や共同化の企画調整等を行う機能である。
 - 基本図書館機能、全学図書館機能、総合図書館機能を担う附属図書館（宇治分館を含む）の組織を総合図書館という。
 - (4) 図書館機構の機能がすべての部局の構成員に、より十分に行きわたるようにするため、各部局は、専門図書館、エリア連携図書館、総合図書館のいずれかの図書館組織に設置母体部局として参画する。（関連部局、協力部局等としての参画を含む）
 - (5) もし特定の部局図書館等が専門図書館機能を持たない状態となる場合は、当該部局図書館等が果たしていた専門図書館機能を、他の専門図書館、エリア連携図書館、または総合図書館が引き継ぐこととする。
 - (6) 専門図書館機能を持たなくなった部局図書館等は、図書館機構から離れ、資料室、書庫等、専門図書館以外の機能区分とする。
 - 専門図書館機能を持たなくなった部局図書館等を資料室等という。資料室となった部局図書館等は専門図書館には含めない。図書館機構は、専門図書館、エリア連携図書館、総合図書館のネットワークであり、資料室等は含まない。

図書館機能と図書館組織との関連（概念図）



6. 専門図書館機能の必要要件

- (1) 図書館機構は、専門図書館機能の必要要件として、機能ごとの目標基準（数値等を含む到達の目安）を設定する。
- 設置母体部局は、部局図書館等の専門図書館機能を自ら検証し、専門図書館機能の充実拡大を目指す。
 - 機能目標基準の例は以下のとおりである。

機能目標基準の例

① 図書館 基盤機能	資料を構築する機能	資料収集方針（専門図書/学生用図書） 一定規模の所蔵資料
	環境を構築する機能	図書館・室利用規則 専用施設（資料の保存と利用のためのスペースおよび設備）
	図書館組織を構築する機能	図書館・室の名称、設置母体部局、設置目的、 運営組織と運営規程、 図書館・室の業務を行う専任職員をもつ事務組織、 職員の能力向上・人材育成の体制
② 図書館 支援機能	学修・教育支援機能	図書館職員による人的支援の体制と実施内容
	研究支援機能	図書館職員による人的支援の体制と実施内容 研究成果公開支援の体制と実施内容
	社会貢献機能	生涯学習支援、市民サービス、出陳、資料展示会、資料の電子化・公開等の体制と実施内容
③ 図書館 協力機能	相互利用機能	学内における資料の相互利用体制 学内外の他図書館との連携協力体制
	業務協力機能	業務の共通化、集約化、事業の共同実施等の体制

(2) 部局図書館等の設置・統合・廃止時の手順を以下のように設定する。

- 設置・統合・廃止は設置母体部局の独自判断により行う。
- 設置・統合時には、設置・統合時点の専門図書館機能の充足状況を設置母体部局が図書館機構長に報告する。機構長は図書館協議会に審議し承認を受ける。また機構長は必要に応じて部局長会議等において報告する。
- 廃止時には、従前の専門図書館機能を引き継ぐ図書館・室を、設置母体部局が調整・確保し、図書館機構長に報告する。機構長は図書館協議会に審議し承認を受ける。また機構長は必要に応じて部局長会議等において報告する。

7. 部局図書館等と図書館機構の関係の整理

- (1) 部局図書館等は、常にその専門図書館機能の進展を目指し、設置母体部局は、主体的に専門図書館機能の実現方法や水準を決定する。
- (2) 現状では、部局図書館等のもつ専門図書館機能の実現は、図書館機構が全体として実現する全学図書館機能を前提として成立しており、図書館機構から離れて、部局図書館等が単独で専門図書館としての機能を発揮することは困難である。
- (3) 図書館機構は、専門図書館、エリア連携図書館、総合図書館によるネットワークである。図書館機構の機能は、各図書館が主体性を活かして専門図書館機能、全学図書館機能、総合図書館機能を十全に発揮することにより、総合的に実現されるものである。
- (4) 図書館機構の機能の実現には、専門図書館相互の連携協力や、エリア連携図書館、総合図書館との連携協力が不可欠であり、設置母体部局の適正な判断に基づく、全学的・体系的な業務遂行を目指すことが必要である。
- (5) 図書館機構は、全学の図書館・室の機能連携をさらに強固にすることができる組織体制を備え、各図書館・室が優れた図書館機能を発揮しながら、一体となって京都大学の教育研究を強力に支援できる関係性を創出する。この体制を実現する方法として、図書館機構に事業推進室(仮称)を設置し、全学の図書系職員が兼務する。

(参考図) 図書館機構の組織(案)

